

事前登録制

柳井税務署からのお知らせ

インボイス制度説明会のご案内

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。

インボイスを交付することができる「適格請求書発行事業者」の登録を令和5年10月1日から受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。

「制度について知りたい」という方は、説明会(無料)に是非ご参加ください。

インボイス制度説明会(導入編)

今まで消費税の申告をされたことがなく、消費税の基本的な仕組みから理解されたい方、インボイス発行事業者の登録をすべきか検討されている方向けに説明します。(令和4年7月6日現在)

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和4年8月25日(木)	10:00~11:30(90分)	10名	柳井税務署 2階会議室 (柳井市柳井 3745 番地1)
令和4年9月7日(水)			

インボイス制度説明会(基礎編)

インボイス制度の概要、売手・買手の留意点、登録申請手続等について説明します。(令和4年7月6日現在)

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和4年8月25日(木)	14:00~15:00(60分)	10名	柳井税務署 2階会議室 (柳井市柳井 3745 番地1)
令和4年9月7日(水)			

※1 参加ご希望の方は、税務署の総合窓口又は電話により事前の申込をお願いします。

※2 定員に達した場合はご参加いただけません。

※3 新型コロナウイルス感染症の状況等により、延期又は中止となる場合があります。延期等となる場合は、ご登録いただいた連絡先へ電話により連絡させていただきます。

※4 マスクの着用、手指消毒及び検温などのご協力をお願いいたします。

お問合せ先(申込先)

〒742-8605

柳井市柳井 3745 番地 1

柳井税務署 調査部門

電話 0820-22-9394 (直通)

説明会開催日程等の最新情報は、こちらをご覧ください(広島国税局ホームページ)。



YouTube 国税庁動画チャンネルでは、インボイス制度説明会と同様の内容について、無料動画を公開しています。

